

国富地区防災委員会設置規定

(目的)

第1条 国富地区防災委員会（以下「防災委員会」と云う）の所掌事務・組織運営に関する事項を定める事を目的とする。

(構成)

第2条 防災委員会は理事・防災委員を持って構成する。

- 1 会長は国富地区自治協会会長とし、副会長は国富地区自治協会副会長の3名とする。
- 2 理事は次の各号に掲げる者を持って充てる。
 - 1) 国富自治協会会長
 - 2) 各自治会長（美談、美談住宅、西代、国富下、国富上、口宇賀）
 - 3) 国富コミュニティーセンター長
 - 4) 国富地区社会福祉協議会会長
 - 5) 国富地区土木委員長及び各土木委員（美談、西代、国富下、国富上、口宇賀）
 - 6) 国富消防団分団長
 - 7) 消防協力隊代表
 - 8) 国富コミュニティセンター運営委員会会長
 - 9) 国富小学校校長又は教頭
 - 10) 各防災委員支部長（美談、美談住宅、西代、国富下、国富上、口宇賀）
 - 11) 民生児童委員国富地区会長
 - 12) 国富地区福祉委員代表
 - 13) 国富地区交通対策協議会会長
 - 14) 更生保護女性会国富地区会長

(所掌事務)

第3条 防災委員会は次に掲げる事業を行う。

- 1 理事会は国富地区防災計画を策定し計画を推進するほか、必要により本設置規定の改定を行う。但し、本設置規定の廃止もしくは理事会で抜本的な改定に当たると判断した場合は、国富地区自治協会代議員会の決議によることとする。
- 2 防災委員に対し防災に関する研修。
- 3 地域住民に対しての広報活動・避難訓練等。

(会議)

第4条 理事会は年度当初及び会長が必要と判断した場合召集する。

- 2 全体委員会は会長が必要と判断した場合召集する。

(防災委員)

第5条 防災委員は各町内1名とし、委員の互選により支部長を選出する。なお、地域事情等必要に応じ増員するときは、会長に届け出、承認を受ける事とする。

委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

- 1 防災委員の業務

- 1) 防災知識の向上を図るため防災研修等への積極的参加。
- 2) 常日頃、防災の観点から地区内の状況を把握し整備等の提言を行う
- 3) 講習会・研修会等で得た知識・情報を生かし、地区防災体制の策定・広報活動・防災訓練の企画等について自治会への協力。
- 4) 災害時には委員の防災知識・常日頃観察している地区内の状況把握等の情報を生かし助言・手助け等を行う。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議において決める。

附則

この規定は、平成26年6月1日から施行する。

改定した規定は、平成27年4月1日より施行する。

改定した規定は、平成27年7月4日より施行する。

改定した規定は、令和4年7月1日より施行する。

改定した規定は、令和5年7月1日より施行する。

改定した規定は、令和7年4月1日より施行する。